

令和 6 年 6 月 17 日現在

機関番号：32614

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01226

研究課題名（和文）オンラインプラットフォーム取引における消費者の信頼の確保

研究課題名（英文）Ensuring consumer trust in online platform transactions

研究代表者

川村 尚子（Kawamura, Naoko）

國學院大學・法学部・准教授

研究者番号：00805731

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 600,000円

研究成果の概要（和文）：近年のアマゾン等のデジタルプラットフォーム（以下「DPF」という）を介した電子取引の興隆は、既存の市場構造を変化させており、日本の消費者法制に新たな問題を投げかけている。本研究では、DPFの責任をめぐる欧州連合（EU）法や欧州各加盟国（特にドイツ）の法状況や学術的な議論について調査・分析を行った。特に、2022年に成立したEUのデジタルサービス法規則について、その全体像と特徴、特に取引型DPFの責任について1つのモデルを明らかにすることができた。また、オンラインサブスクリプションにおける法的問題に対応するために2022年に改正されたドイツ民法の諸規定についても分析を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、特にEUで初めて包括的なDPF規制を行うデジタルサービス法規則について検討をした。従来、消費者、取引事業者およびDPF事業者の三角契約という構造のために、消費者と取引事業者間の関係についてDPF事業者の民事責任を問うことが理論的に難しかった。このため、EU法では、従来の枠組みを採用せず、こうした取引構造においてDPF事業者が果たしている役割に応じてDPF事業者自身が負うべき段階的な義務を課すという新たな枠組みをとるとともに、その義務違反について公的執行だけでなく、私的執行の可能性を認められた。本研究の意義は、こうした新たな規制モデルの特徴と全体像を明らかにすることができた点にある。

研究成果の概要（英文）：The recent rise of electronic transactions via digital platforms ("DPFs") such as Amazon, Rakuten Ichiba, or Airbnb has changed the existing market structure and thrown up new issues for consumer law in Japan. In this research, I surveyed and analyzed European Union (EU) law, as well as the legal situation and academic debate in various European member states (especially Germany) regarding the liability of DPFs. In particular, with regard to the EU Regulation (EU) 2022/2065 (Digital Services Act), this research was able to identify the overall picture and characteristics of the regulation, and one model in particular regarding the liability of transactional DPFs.

In addition, I also analyzed various provisions of the German Civil Code, which was amended in 2022 to address legal issues in online subscriptions.

研究分野：民法、消費者法、EU法

キーワード：デジタルプラットフォーム規制 デジタルサービス法（DSA）規則 EU法 消費者法

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 現在、オンライン上の取引が活発化している。そこで特に重要な役割を果たしているのが、異なる利用者グループ間のマッチングを行うことで、商品やサービスの交換を可能にしているデジタルプラットフォーム(以下、DPFという)の運用者(以下、DPF事業者という)である。DPF取引自体は新しいものではなく、オンラインでの中古品のオークションや商品販売は昔から行われてきた。しかし、近年、インターネットとスマートフォンの普及により、DPFを介して締結される契約は質的にも量的にも拡大しており、特にグーグル、アップル、メタまたはアマゾンのような巨大DPF企業は、社会においてインフラ化しつつあるともいえる。こうしたDPF上の取引においては、商品の未着・欠陥、偽物の出品、商品についての不適切な表示や虚偽の口コミ評価の書込み、代金の未払いといったさまざまな消費者トラブルの発生が絶えない。

(2) 巨大テック企業は利用者にアプリを無料で使用させ、利用者の利用情報から得た個人データをもとにパーソナライズ化された情報(広告)を提供することで、他の企業から多額の広告収入を得ている。このような形でDPF事業者は、消費者の消費行動に多大な影響を及ぼしている。こうした状況が過激化の一途をたどるのは前述のDPF取引の収益モデルに原因がある。DPFは、他で活用されていない資源をシェアまたは交換を可能にするという利便性をもつが、ここで行われる取引の構造の透明性やDPF上で提供される情報の正確さを確保することで、DPF自体に対する消費者の「信頼」を確立することができなければ、私たちはこうしたDPFの利便性をすべて取り逃すことになってしまう。このため、消費者の信頼確立という観点から、DPFビジネスの在り方を検討する必要があると考えた。

(3) 本研究の着想に至った当時、日本では、2018年に閣議決定された「未来投資戦略2018」にDPF型ビジネスの台頭に対応したルール整備を行うことが盛り込まれ、これを受けて省庁横断的な検討が行われていた。これらの検討の成果の一部は、公正取引委員会による「デジタルプラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の公表や、2020年の「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」の制定に結びついた。その後、2021年に、オンラインマーケットプレイス上で被害を被った消費者の救済の実効性の確保という観点から、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」が成立した。しかし、本研究を開始した当初、こうした消費者保護を念頭に置いたDPF規制は存在しておらず、また、学説におけるDPF事業者の責任を巡る議論も端緒についたばかりであり、不十分であった。

## 2. 研究の目的

(1) そこで、本研究では、DPF取引における消費者の信頼の確保という観点から、アマゾンや楽天市場のようなオンラインマーケットプレイス上で提供されているレーティングや口コミ評価などの評判システム公正性の確保のほか、DPF上で提供される情報の正確さを確保するためのルール、およびDPF事業者の法的責任がどのようなものであるべきかを検討し、日本で採り得るアプローチを呈示することを目的とすることにした。

(2) 特に、本研究では、本研究では、DPF取引の構造や、DPFが消費者の購買決定に与える影響力について明らかにし、日本における既存の法的枠組の限界を検討・整理するとともに、EUレベルでDPF取引に関する法的問題がどのように認識され、どのような法規制の在り方が模索されているかを明らかにすることを目指した。この他、EU各加盟国レベルで指令の国内法化も含め、DPFを介した取引に対する規制にどのような姿勢がとられているか、とりわけドイツ法を対象に調査・分析することも併せて行うこととした。

## 3. 研究の方法

本研究では、主に文献調査の手法を採用した。特に、日本に先駆けてDPF規制に乗り出していた欧州連合(EU)法および欧州各加盟国(特にドイツ)の法状況を対象として、新立法もしくは立法提案または学術的な議論に関する資料および文献を収集し、これらの精読・整理・分析を行った。なお、特に、EU法に関する資料や文献は、非常に新しく、日本で入手するのが困難なものが多いことに加え、まだ立法段階にあるとき、当該法案についての学術論文自体が少ないことや、解説書が存在しないことから、そうした立法段階に関する最新の情報を入手するために、現地に赴き、DPF取引規制を専門に研究しているEUの研究者に直接インタビューをしたり、共同研究会で意見交換を行ったりするなどの手法を用いて、情報収集を行った。

## 4. 研究成果

(1) 本研究では、2021年度は、日本国内で収集可能なEU及び日本におけるDPFをめぐる問題に関する資料の収集・整理・分析を中心に作業を進めた。また、2022年度10月から、ドイツ・ハンブルクのマックス・プランク外国私法及び国際私法研究所において、約1年半の在外研究の機会を得ることができた。このため、2022年度から2023年度は、同研究所を拠点として特に海外の必要な文献を調査・収集するとともに、当初の計画通り、オスナブリュック大学(ドイツ)

のクリストフ・ブッシュ教授とも連携をとりながら調査を進めることができた。

(2) DPFを介した取引においては、DPFでマッチングが行われる商品やサービスの契約は消費者と取引事業者の間で締結され、この契約において何か問題が生じたとしても、DPF事業者はあくまでも「場」の提供者であるため、当該契約については私法上の責任を負わないとするのが原則的な考え方である。しかし、前述の通り、近年のDPF事業者の広告主導型のビジネスモデルにおいては、DPF事業者は単なる「場」の提供者以上の役割を果たしており、単に「第三者」であるというだけで、何も責任を問われないとする考え方はもはや受け入れがたい状況が生じていた。このため、欧州では、学術レベルの議論ではあるが、DPF事業者がオンライン市場を構築し、かつその市場自体を組織化している点を捉えて、取引事業者に対して支配的な影響力を及ぼしていたと評価できる場合には、例外的に、DPF事業者に対して民事責任を課するというモデルが提示されていた。そこで、本研究では、まずこのモデルの構造および理論的根拠についての分析・検討を行った。

(3) もっとも、これまで、こうした三角の契約構造のために、消費者と取引事業者間の関係についてDPF事業者に対して民事責任を問うことが理論的に難しかったのは前述の通りである。このため、EU法では、前述のような学術レベルで提案されていたDPF事業者の責任モデルから離れ、以上のような取引構造においてDPF事業者が果たす役割に応じてDPF事業者自身が負うべき義務がどのようなものであるかが模索された。そして、その動きは、2022年に成立したEU初の包括的なDPF規制であるデジタルサービス法(DSA)規則の成立へと繋がった。そこで、本研究では、特に、デジタルサービス法(DSA)規則に焦点を当てて、同規則が制定されるに至った背景、同規則の構造およびその特徴について検討・分析を行った。

その結果、本研究においては、DSA規則では、従来の媒介事業者の免責構造を大きく変更させるのではなく、DPF事業者の規模や役割に応じて、段階的な義務が課されており、かつその義務内容は、特に情報提供義務と手続的公正さ、および利用者にやさしいオンラインインターフェイスの設計・整備を確保する義務に集中していることを明らかにすることができた。こうした新たな規制枠組みは、従来の理論的課題に触れないようにするためのものとみられることもできるが、それらの義務違反については公的執行だけでなく、私的執行の可能性も認められた点で、DPF事業者の民事責任について一歩前進したと評価することができる。また、DSA規則には、DPF事業者のなかでも、特にオンラインマーケットプレイス事業者にのみ課される規定が盛り込まれた。このように、EU法におけるDPF規制において消費者保護が明確に目的とされたことの意義も大きい。以上の通り、EU法では、DPFを介した取引における透明性と公正性を高めることで消費者の信頼を確保するということが行われているということが出来る。

なお、2021年に日本で成立した消費者保護を念頭に置いた「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」に定められたDPF事業者の義務が努力義務にとどまっていることに鑑みれば、本研究で明らかにしたEU法の新たな規制モデルからは多くの示唆が得られるものと考えられる。これについては、論文の形で、研究成果を公表したほか、立法資料の翻訳を研究資料として公表することができた。

(4) この他、上記のようなDPF規制を含め、EUでは、社会のデジタル化への対応に向けたEUの立法政策の指針が公表されている。DSA規則は、この政策指針に従って、非常に急ピッチで立法が行われたことから、こうしたEUの政策指針について検討を加えることは、今後のEU消費者法制を理解する上で重要であると本研究の途中で考えるに至ったため、これらについても若干の検討を行った。これに関しても、簡単な紹介記事の公表することができた。また、関連資料の翻訳を2024年度中に公表する予定である。

(5) さらに、DPF規制をめぐるドイツ法の議論として、オンラインサブスクリプションの問題に焦点を当てて研究を行った。ドイツでは、2022年のドイツ民法典の改正の際に、オンラインサブスクリプションの法的問題に対応するための諸規定が新たに盛り込まれた。日本でも、2022年に特定商取引法が改正され、サブスクに関する規定が新たに定められたことから、日本法とドイツ法の比較法を行った。それによって、日本では、契約締結前の情報提供義務が拡充されたものの、サブスク契約の継続的な契約関係の性質から生じる問題、すなわち、契約からの離脱が用意でなく長期的に契約に拘束されてしまう不利益に対応するための規制(契約締結後の段階のルール)が不十分であることを明らかにすることができた。これについても、その成果を論文の形で公表することができた。また、オスナブリュック大学のクリストフ・ブッシュ教授との共同研究会で報告を行ったほか、ミーニョ大学ロースクール(ポルトガル)の招待を受けて、同大学主催の講演会において同研究成果に関する報告を行った。

(6) さいごに、本研究では、DPF事業者による公告事業や評判ビジネスについての法的問題を分析することも目的としていた。これについては、アルゴリズム規制に関する共同研究を開催することで意見交換を行うことができたほか、ドイツのインフルエンサーによるマーケティング規制に関する裁判例の分析・検討を行った。もっとも、これらのさらなる検討・分析は、今後の残された課題である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 トビアス・ルッチ（川村尚子訳）	4. 巻 61巻1号
2. 論文標題 翻訳 デジタル時代の国際私法	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 國學院法学	6. 最初と最後の頁 2頁-20頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川村尚子	4. 巻 14号
2. 論文標題 デジタルサービス法(DSA)規則提案にみるデジタルプラットフォーム規制	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 消費者法研究	6. 最初と最後の頁 157頁-219頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川村尚子	4. 巻 1
2. 論文標題 デジタルの権利と原則に関する欧州宣言	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 デジタル時代における消費者法の現代化	6. 最初と最後の頁 211頁-215頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 下泰之、カライスコス アントニオス、川村尚子訳（中田邦博監訳）	4. 巻 1
2. 論文標題 ELIの製造物責任提案の紹介と翻訳	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 デジタル時代における消費者法の現代化	6. 最初と最後の頁 381頁-407頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川村尚子	4. 巻 1
2. 論文標題 EUデジタルサービス法 (DSA) 規則におけるオンライン・マーケットプレイス規制	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 デジタル時代における消費者法の現代化	6. 最初と最後の頁 360頁-379頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川村尚子	4. 巻 第14号
2. 論文標題 デジタルサービス法規則 (提案) にみるデジタルプラットフォーム規制	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 消費者法研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 トビアス・ルッチ (川村尚子訳)	4. 巻 61
2. 論文標題 翻訳デジタル時代の私法	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 國學院法学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川村尚子	4. 巻 10
2. 論文標題 翻訳 EUデジタルサービス法(規則)提案	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 消費者法研究	6. 最初と最後の頁 339-415
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
ドイツ	European Legal Studies Institute(ELSI)	Max Plunck Institute (Hamburg)		
ポルトガル	School of Law, Minho University			